

埼玉県専任教員養成講習会受講者選考委員会要綱

(設置)

第1条 埼玉県専任教員養成講習会の受講者の選考を適切に実施するため、保健医療部医療人材課に専任教員養成講習会受講者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉県専任教員養成講習会の受講者の選考に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 医療人材課長
- (2) 医療人材課副課長
- (3) 医療人材課（看護・医療人材担当）専任教員講習会担当者
- (4) 公益社団法人埼玉県看護協会専任教員講習会責任者
- (5) 公益社団法人埼玉県看護協会専任教員講習会担当者

- 2 委員会に委員長を置き、医療人材課長をもって充て、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(選考手順)

第4条

受講者の選考に関する基準は別に定めるものとする。

- 2 選考審査は、選考基準に従って受講希望者から提出された書類の審査を行う。
- 3 委員長は、審査内容を精査し、書類審査の結果として埼玉県に報告する。

(受講者の決定)

第5条

埼玉県は、委員長からの審査結果をもとに受講者を決定し通知する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健医療部医療人材課看護・医療人材担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。